

京都市告示第476号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成26年12月25日

京都市長 門川大作

道路の種類           市道  
供用開始の期日       告示の日  
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
外環状線	山科区榎辻東浦町60番地の2地先内	旧	メートル 22.10	メートル 20.05
		新	22.10	20.00 ~ 20.10
檜原緯36号線	西京区檜原上池田町6番地の5地先から	旧	13.50	3.75 ~ 3.78
	同町6番地の4地先まで	新	13.50	6.02 ~ 8.30

(建設局土木管理部道路明示課)